「
未成測量支出金	完成測量原価に計上していない測量費並びに材料購入及び外注のための前渡金、手付金等。

」に改め、
「
土地	自家用の土地

」の下に
「
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。

」を、
「
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額

」の下に
「
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。

」を、
「
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金

」の下に
「
破産更生債権等	完成測量未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの

」を加え、
「
その他	長期保証金等１年を超える債権、出資金その他の投資等科目に属さないもの（破産債権、更生債権等を含む。）

」を、
「
その他	長期保証金等１年を超える債権、出資金等他の投資その他の資産科目に属さないもの

」に、
「
新株発行費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用
社債発行差金	社債権者に償還すべき金額の総額が社債の募集によつて得た実額を超える場合における当該差額

」を、
「
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）

」に改め、
「
短期借入金	決算期後１年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）

」の下に
「
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後１年以内に支払われると認められるもの

」を加え、
「
未成測量受入金	引渡しを完了していない測量についての請負代金の受入高。ただし、長期の未成測量の受入金で測量進行基準によつて完成測量高に含めたものを除く。

」を、
「
未成測量受入金	請負代金の受入高のうち完成測量高に計上していないもの

」に、
「
賞与引当金	１年以内に使用される見込みの賞与引当金
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
修繕引当金	完成測量高として計上した測量に係る機械等の修繕に対する引当金
完成測量補償引当金	引渡しを完了した測量に係るかし担保に対する引当金

」を、
「
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
・・・引当金	修繕引当金、完成測量補償引当金、測量損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
〔修繕引当金	完成測量高として計上した測量に係る機械等の修繕に対する引当金
完成測量補償引当金	引渡しを完了した測量に係る瑕疵（かし）担保に対する引当金
測量損失引当金	測量原価総額等が測量収益総額を上回る場合の超過額のうち、当該請負契約に関し既に計上された損益の額を控除した残額に対する引当金
賞与引当金〕	１年以内に使用される見込みの賞与引当金

」に、
「
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
退職給付引当金	従業員の退職給付に対する引当金

」を、
「
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
〔退職給付引当金	従業員の退職給付に対する引当金　〕

」に、
「
⑴　資本金	会社法第445条第１項及び第２項並びに第450条の規定によるもの

」を、
「
⑴　資本金	会社法第445条第１項及び第２項、第448条並びに第450条の規定によるもの

」に、
「
資本準備金	会社法第445条第３項及び第４項並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

」を、
「
資本準備金	会社法第445条第３項及び第４項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

」に、
「
利益準備金	会社法第445条第４項の規定によるもの

」を、
「
利益準備金	会社法第445条第４項及び第451条の規定によるもの

」に改める。